つちはし事務所通信

発行: つちはし社会保険労務士事務所 〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

Email: <u>sr@tsuchihashi-siki.com</u> 発行日: 2010 年 7 月 1 日

July 2010



トピックス 職場のメンタルヘルス

年間3万人を超える自殺を防ぐため、厚生労働省の自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム(PT)は5月28日、職場の健康診断にメンタルヘルスのチェック項目を盛り込むなどの対策案をまとめました。職場におけるメンタルヘルス対策は、国にとっても、会社にとっても、今後ますます大きな課題になっていくと思われます。

知っておきたいメンタルヘルス対策

職場のメンタルヘルス対策で一番重要なのは

メンタルヘルス対策には「4つのケア」があるといわれます。4つのケアとは、「セルフケア」「ラインによるケア」「事業場内の産業保険スタッフによるケア」「事業場外資源によるケア」です。そのなかでも、**一番大事なのは、ライン** (現場)によるケアです。つまり、上司が部下の不調に気付けるかが非常に重要です。

実際、うつ病の早期発見は、「8割は職場」でされます。

監督者は実際、何をしたらいいか

まずは、うつ状態のサインに気付くこと。 たとえば、こんなサインがあるはずです。

- ·遅刻が多くなった ·ミスが多くなった
- ·飲酒量が多くなった ·ぼんやりしていることが多くなった

など、「今までと違う」ということに、いち早く気付くことが大切です。

ライン(現場)でのケアが大切だというのは、いくら専門知識を持った「産業医」であっても、「普段」を知らない人は、「変化」に気付けないからです

おかしいな、と思ったら?

おかしいな、と思ったら、声かけをしてください。

「最近、ミスが多くなった気がするが、大丈夫か? なにかあったか?」と軽く声をかけてみてください。

一度目は「いいえ、なにもないです」と言われることが多いですが、そう言われたら、「そうか」と一度は引き下がり、 また日を改めて声をかけてみてください。

「実は……」と打ち明けられた内容が、自分ではどうにもできない問題だったときには、早めに産業医などの受診をするように勧めてください。

本人がなにも話してくれないときや、医者に行きたくないと言った場合は、無理やり本人を医者に行かせず、本人の同意をとった上で、上司が産業医の元に出向き、今後の対策を相談してください。

休職させ、復職させる場合の注意

休職者が出る前に、休職期間の設定と、復職の要件についての規定(就業規則など)に問題がないか、見直しておきましょう。実際の休職者が出てから規定を直すと、不利益変更になる場合があります。

復職してすぐは、特に注意が必要です。

出勤初日から責任のある仕事を任せたり、励ましたり、飲み会に誘ったりするのは禁物です。

「傾聴」のスキルを含む管理職研修、休職や復職の規定を含む就業規則の見直し、長時間労働の対策が必要でしたら、当事務所まで、ご連絡ください。

トピックス

改正育児・介護休業法が施行されました!

6月30日より「改正育児・介護休業法」(のうち大部分)が施行されました。すでに就業規則の整備や、 社員の方への周知は徹底されていらっしゃいますか? これから社員からいろいろと質問も出てくるかも しれません。改めて、復習しておきましょう!

改正育児・介護休業法の全体像

- 1 短時間勤務制度の措置の義務化、所定外労働の免除の制度化(3歳以下の子を養育する社員) 従業員 100 人以下の企業は、平成 24 年7月1日まで猶予されます
- 2 子の看護休暇の拡充
- 3 男性の育児休業取得促進策(パパ・ママ育休プラスなど)
- **4 介護休暇の創設** 従業員 100 人以下の企業は、平成 24 年7月1日まで猶予されます

「子の看護休暇の拡充」の解説

子の看護休暇を取得できる日数が、次のように見直されました。

改正前

学校就学前の子について、

一律年5日が限度(子の数に関係なし)



改正後

小学校就学前の子が1人であれば年5日、

2人以上であれば年10日が限度

「男性の育児休業所得促進策」の解説

パパ・ママ育休プラス

共働き世帯で、父母がともに育児休業を取得する場合、**原則として、子が1歳2か月に達するまでの間、** 父母それぞれが1年(母の場合は産後休業と合わせて1年)を限度として休業することが可能とされました。

| 例 | (母)産休 | (母)育児休業 | | | |
|---|-------|---------|----|---------|--|
| | | | (: | (父)育児休業 | |

出生 産後8週間

子1歳

子1歳2か月

出産後8週間以内における父親の育児休業取得促進

配偶者の出産後8週間以内に、父親が育児休業を取得した場合には、理由を問わず、育児休業を再度取得できるように要件が緩和されました。

配偶者が専業主婦である者の適用除外規定の廃止

今までは、労使協定を結ぶと「配偶者が専業主婦である者」を育児休業の対象外にできましたが、今後はできなくなります。

あとがき つちはし事務所より

6月30日(水)、徳島市ふれあい健康館にて、「介護事業所のキャリアパスと就業規則のポイント」というタイトルで、介護事業所様向けのセミナーを開催いたしました。ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。当日ご参加いただけなかったお客様で、「資料が欲しい」とご希望の場合は、遠慮なく、つちはし事務所までご連絡ください。土橋が担当した部分のレジュメを進呈いたします。

また今回、講師として参加していただいた蓮室光雄先生は、全国的にも有名な人事コンサルタントです。給与システムや人事制度を整備して、社員の働きがいを高めて、会社の業績を上げるノウハウは、介護事業所ならずとも、すべての業種の会社に導入したい手法です。興味のある方は、つちはし事務所までご連絡いただければ、コンサルティングのご説明にお伺いします。土橋とのジョイント・コンサルティングも可能です。

発行: つちはし社会保険労務士事務所 TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580